

スタートアップのビザオプション

— 意外に多いビザの選択肢 —

2021年11月

自己紹介



李彦
(り・いえん)

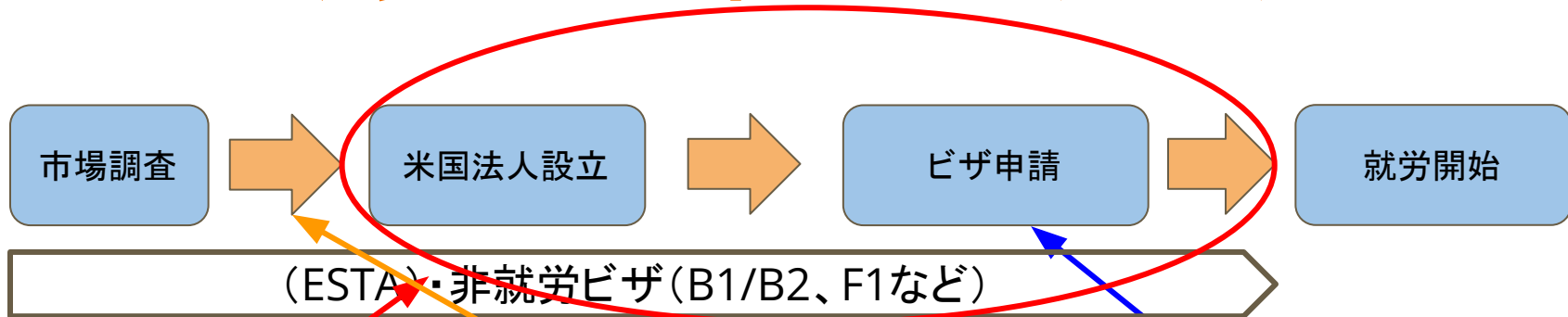
自身の中→日→米の移民経験から移民弁護士を目指す。

Santa Clara University, School of Law卒業後日系移民法律事務所のシリコンバレーオフィス責任者を務め、多くの日系企業のビザ・永住権申請をサポート。

2018年1月に独立しAPI法律事務所を設立。

移民弁護士として中小企業及びスタートアップのビザ・永住権申請のサポートを専門とする。

就労ビザ取得までの道のり



要注意！

「就労」とは？
法人設立を早まらない

移民弁護士への
問い合わせ時期

準備＋申請期間
約半年

Bビザは取得すべき？

軽率にすべきものではなく、慎重に検討すべきである。

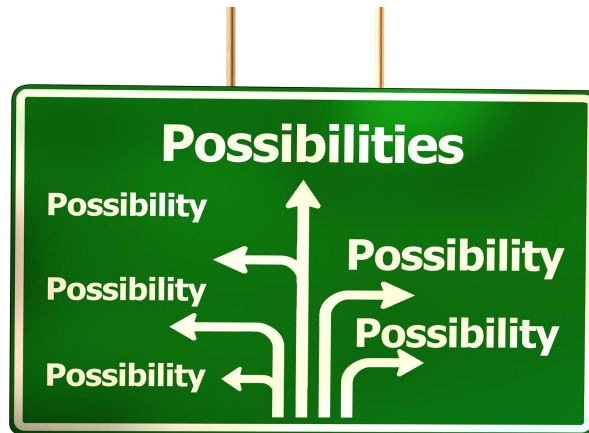
- 入国審査、Bビザ審査が厳しくなっている。
 - なぜ90日以上米国に滞在する必要があるのか？
- 入国拒否やビザ却下となった場合、ESTAを失う。

【対策】

- Bビザが本当に必要かを検討
- 入国審査時の対応を準備
- アクセレーターを通してBビザを取得する

スタートアップの就労ビザオプション

1. E2(投資ビザ)
2. E1(貿易ビザ)
3. L1(関連企業間転勤ビザ)
4. H1B(専門職ビザ)
5. O1(卓越した能力ビザ)
6. F1 OPT(学生ビザ)
7. International Entrepreneur Parole(スタートアップビザ)



1. E2投資ビザ

特徴

- 企業の国籍と申請者の国籍が一致する必要がある
- ビジネスをスタートするための相当額を株主の自費で投資し、ビザ申請前にお金を実際に使う必要がある
- ビザ申請時までにアメリカ人の雇用が必要(かも)
- ビザ申請時までに売上が必要(かも)

メリット

- 通常5年のビザがもらえる

デメリット

- 株主の割合(国籍)に注意する必要がある

2. E1貿易ビザ

特徴

- 企業の国籍と申請者の国籍が一致する必要がある
- 最低半年ほどの相当額の日米貿易の実績が必要
- 日米貿易が全ての国際貿易の50%以上を維持する必要がある

メリット

- 通常5年のビザがもらえる

デメリット

- 常に日米貿易の割合に注意する必要がある

3. L1関連企業間転勤ビザ

特徴

- 米国外の関連企業で1年以上の就労経験がある社員を米国企業に派遣
- 業務を行うために十分な資金があれば多額の投資をする必要はない

L1のメリット

- 最初はちょっとした資金とビジネスプランベースでビザが取得できる
- 国籍の条件がない

L1のデメリット

- 更新に上限がある(1年+2年+2年(+2年:管理職のみ))
- L1A(管理職)の更新が大変
- L1B(技術者)の許可が困難

4. H1B専門職ビザ

特徴

- 条件: ①学歴(学士号以上)あるいは相当の職歴の**保持及び必要性**
 - ②専攻と業務内容の一致
 - ③平均給与額の支払い
 - ④雇用主—従業員の関係(→Proxy votingを活用する)
- 毎年3月に抽選のオンライン登録→当選日から3ヶ月以内に申請書類提出

メリット

- 条件が比較的満たしやすいものである

デメリット

- 更新に上限がある(3年+3年)— 永住権申請中は例外がある
- 抽選になる可能性が大

5.01卓越した能力ビザ

条件: 該当分野(ビジネス、科学、教育など)で卓越した能力を持っていること
以下の3つ以上を証明する

- 国内外で著名な賞を受賞している
- 国内外で著名人のみ加盟出来る団体の会員である
- 著名な出版物、メディア媒体で自身の業績を賞賛されている
- 著名な出版物、メディア媒体に記事や著書を発表している
- その分野での大会や学会の審査員をしている
- 科学、学問、ビジネス分野で著しい貢献をしている
- 著名な業績をあげた団体の一員である
- 人並み外れた高収入を得ている

有効期間: 3年(更新に上限はない)

6. F1 OPT学生ビザ

OPT(Optional Practical Training)とは:

- F1学生ビザで大学を卒業直前或いは卒業後に就労ができるプログラム
- 期間は1年であり、STEMの学位で卒業の場合はプラス2年延長できる
 - 申請者がFounderである場合、STEM延長には要注意→Traineeの立場である必要がある。

【余談】

OPTを取得せずに学生ビザから就労ビザへ切り替えることも可能であるが学生ビザの間は就労ができないので要注意。

7. International Entrepreneur Parole スタートアップビザ

条件:

- 5年以内に設立された会社であること
- 申請者は最低10%の株を持っていて、会社の運営に携わること
- 以下3つのうち最低1つの条件を満たしていること
 1. 過去18ヶ月以内に条件を満たす米国投資家から\$264,147以上の投資を受けている
 - 投資家或いは投資企業のオーナーが米国籍或いは米国永住権保持者
 - 過去5年以内に\$633,952以上をスタートアップ企業に投資している
 - 投資先企業のうち、2つ以上の企業が5人以上の正社員を雇っているか、\$528,293以上の年間売上があり、20%以上の年間成長率に達している
 2. 過去18ヶ月以内に普段からアメリカの企業に対して助成金を出しているような政府機関から\$105,659以上の助成金を受け取っている
 3. その他の証拠で米国の国益になることを証明できる

7. International Entrepreneur Parole スタートアップビザ

「その他の証拠で米国の国益になることを証明できる」の例:

- その他の資金調達
- 顧客やユーザー数
- 売上額
- 社会への貢献度
- 申請者の学歴
- 申請者の経歴
- 著名なアクセレレーターやインキュベーターへの参加

有効期間: 2.5年 + 2.5年

よくあるスタートアップの取得事例

【日本に法人があり、米法人を新たに設立する場合】

ESTAで渡米を繰り返し米法人の設立準備を整え、数千万円の投資をした後E2ビザ申請をする。

【個人で一から米法人を設立する場合】

F1-OPTで法人を設立、運営し、OPTの有効期限が切れる前に数千万円の投資をしてE2ビザ申請をする。

Q&A

API法律事務所

李彦 (Yan Li)

Eメール: yanli@apilaw.com

電話: 415-855-3055

ウェブ: www.apilaw.com



【お断り】このセミナーで提供している情報は一般情報として伝えているものであり、特定の状況に対する法的アドバイスではありません。これらの情報には例外があることもあり、ビザ申請者の状況によっては全く違う戦略が好ましい場合もあります。特定の状況に適した法的アドバイスが必要な場合は必ず事前に専門の弁護士にご相談下さい。